

くらかけやま
日立鞍掛山霊園

霊園一時使用（墓碑工事）の手引き

令和4年3月一部改正

- 墓碑工事に関して大切なことが書いてあります。最後までよく読んでください。
- 手引きに記載されている基準等を満たしていない場合、工事のやり直しを指示することがあります。
- 工事中に事故等が発生した場合、直ちに環境衛生課へ報告してください。

令和4年3月

日立市環境衛生課

1 墓碑等の設置基準

(1) 自由墓所：第1種、第2種、第3種

設備の種類	設 備 基 準
囲 障(外柵)	(1) 焼骨を埋蔵するまでに設置してください。 (2) 高さ1 m以内に設置して下さい。
地下納骨施設	焼骨を埋蔵するまでに設置してください。
墓碑その他の設備 (樹木の植栽を含む)	(1) 高さ3 m以内にして下さい。 (2) 盛土の高さは、1 m以内とし、囲障の高さを超えないでください。
備考	1 高さの基準は、墓前通路面です。 2 墓所への出入り口は、墓前通路側に設置してください。 3 樹木の種類は、管理しやすいものにしてください。 4 境界の中心から2. 5 cm以上離して囲障を設置してください。

(2) 規格墓所：第4種、第5種、第6種

設備の種類	設 備 基 準
墓 碑 香 炉 花 立	(1) 設置場所は、地下納骨施設の上部です。 (2) 墓碑は、墓前通路側を正面として設置してください。 (3) 高さ80 cm、幅80 cm、奥行110 cmの範囲内で設置してください。 (4) 墓碑、香炉は1基、花立は一对設置できます。
塔 婆 立	(1) 墓碑の背面に、背割り境界から45 cm(背割植栽のない墓所は20 cm)以上離して設置してください。 (2) 寸法は高さ80 cm、幅80 cm、厚さ15 cm以内です。 (3) 基数は1基とします。
墓 誌	(1) 寸法は高さ60 cm、幅60 cm、厚さ10 cm以内です。 (2) 基数は1基とします。
備考	1 高さの基準は、墓前通路面です 2 墓所に付属する囲障、地下納骨施設の形状を変更することはできません。 3 墓碑、香炉、花立、塔婆立、墓誌以外の設備を設けることはできません。 4 樹木・草花などの植栽はできません。

2 申請にあたって

- (1) 霊園一時使用許可申請者は、墓所使用許可証の交付を受けた方に限ります。
- (2) 工事施工者及び申請者は、墓所の位置、境界縁石及びカロート高さ等を事前に現地で確認のうえ、設置基準以内になるよう申請してください。
- (3) 申請書類は、余裕をもって提出してください。
(許可までに数日を要する場合があります。)
- (4) 申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。

3 申請書の書き方と提出

- (1) **霊園一時使用許可申請書 (1部)** …………… 記載例 1 (9ページ) 参照

ア 「一時使用の期間 (工事期間)」 は、1ヶ月以内で施工してください。

※日数は、工事開始日の属する月の日数を上限とします。

工事開始日が2月の場合は、工事期間日数は28日又は29日となります。

イ 「工事内容」 は、次のとおり簡単明瞭に記載してください。

➤ 規格墓所の工事を行う場合

「規格墓所設置工事 一式 (別紙内訳書のとおり)」

➤ 自由墓所の工事を行う場合

「外柵設置工事 一式 (別紙内訳書のとおり)」

「自由墓所墓碑等設置工事 一式 (別紙内訳書のとおり)」

➤ 墓所使用中止に伴う場合など

「墓碑等撤去工事 一式」

ウ 工事施工者の記載欄は、社判でも可。ただし、印影が明瞭で判読できるものとし、氏名欄には名称、代表者の氏名及び担当者の氏名を記載してください。

エ 「添付書類」 は次のとおりです。

(ア) 墓所使用許可証の写し …… 2部

(イ) 墓所設備設置内訳書 …… 2部

(ウ) 墓所工事申請書付図 …… 2部

(エ) 墓所工事申請書付図 2 …… 2部

*使用中止に伴う墓碑等撤去工事の場合は、(ア)のみ(両面の写し)

- (2) **墓所設備設置内訳書** …………… 記載例 2 (10ページ) 参照

ア 許可番号・墓所の位置 (区列番) を忘れずに記入してください。

イ 各設備の寸法については、内訳書により完成検査を行いますので、図面と設置物に差異が生じないようにしてください。

ウ 墓碑等のデザイン・形状・材質には特に定めはありません。

エ 『自由墓所』の詳細について

(ア) 設置する設備をすべて記入してください（既存の設備も含む）。

(イ) 寸法記入を必要とする事項

- 墓碑等設備の最大値（墓前通路からの高さ、以下同じ）
- 盛土（砕石・基礎コンクリート含む、以下同じ）の高さ
- 外柵の幅・奥行・高さ（外柵の高さに灯籠は含みません）
- 地下納骨施設(以下「カロート」)の内法寸法 高さ・幅・奥行
- 墓碑(盛土面からの高さ・幅・奥行)
- その他の設備を設置する場合
香炉・花立(高さ・幅・奥行)、塔婆立(盛土からの高さ・幅・厚さ)、
墓誌(誌面の高さ・幅・厚さ)、灯籠(種類、高さ)、形象類(高さ)、
- 花立と水鉢を併せて設置する場合、幅はその全体の寸法とします。

例 花立：高さ20cm・幅65cm・奥行20cm

- 敷き砂利は、敷均し厚さと、面積を記入してください。

例 敷砂利 厚さ5cm 面積 2㎡

- 敷石は、幅、奥行、厚さ、枚数を記載してください。

オ 『規格墓所』の詳細について

(ア) 設置する設備をすべて記入してください（既存の設備も含む）。

(イ) 様式の中で設置しないものについては、~~取消線~~で消してください。

(ウ) 寸法記入を必要とする事項

- 墓碑等設備の最大値（墓前通路からの高さ）
- 墓碑の全体寸法（カロート上面からの高さ・幅・奥行）
- 碑石・台石・蓋石（カロート上面からの高さ・幅・奥行）
- その他の設備を設置する場合
塔婆立（カロート上面からの高さ・幅・厚さ）、香炉・花立（高さ・幅・奥行）、
墓誌（墓前通路からの高さ、誌面からの高さ・幅・厚さ）

(エ) 台石を2段以上設ける場合には、台石の総体寸法を記入してください。

例) 中台 高さ10cm 幅60cm 奥行40cm と
芝台 高さ 7cm 幅70cm 奥行50cm では
台石 高さ17cm 幅70cm 奥行50cm となります。

(オ) 花立と水鉢を併せて設置する場合、幅はその全体の寸法とします。

例 花立：高さ20cm・幅65cm・奥行20cm

(カ) 敷き砂利は、敷均し厚さと、面積を記入してください。

例 敷砂利 厚さ5cm 面積 2㎡

(キ) 敷石は、幅、奥行、厚さ、枚数を記載してください。

(3) 墓所工事申請書付図 …………… 記載例 3 (11 ページ) 参照

ア 墓所設備設置内訳書に記載した設備全部に寸法をいれて図面化してください。

自由墓所については必要な寸法のみを図面化するものとします。必要な寸法とは、必要な寸法とは、墓碑等設備の最大値、盛土の高さ、外柵の高さ・幅・奥行、カロートの内法寸法、墓碑の高さ、塔婆立ての高さ、墓誌の高さです。

規格墓所については、全ての寸法を図面化するものとします。

イ 記載は丁寧にわかりやすく作図してください。

ウ 訂正削除で、修正液等は使用しないでください。

(4) 墓所工事申請書付図 2 …………… 記載例 4 (13 ページ) 参照

ア 墓碑に刻する碑文等を記載してください。

イ 墓碑の碑文に、使用者の姓と異なった姓を刻する場合は、その理由として使用者との関係がわかる書類（戸籍謄本等・1部）を添付してください。

4 霊園一時使用許可証の交付及び一時使用料の納付

(1) 申請書類を審査のうえ、霊園一時使用許可証（以下、許可証）を交付します。

(2) 一時使用料(墓所別料金：13 ページ参照)を納めていただきます。納付書を発行しますので、最寄りの日立市指定金融機関等で所定の金額を納めてください。

5 工事着手及び工事による入園の届け出

(1) 工事に着手する際は、管理事務所で許可証原本（コピーでも可）を提示し、入園受付簿に記入してください。

(2) 工事初日は、管理人立会いのもと工事する区画の位置を確認してください。

(3) 工事のために入園する際は、その都度、入園受付簿に記入するとともに、入園中は許可証(コピーで可)を携行し、管理人の要請があればそれを提示してください。

6 設置工事の注意事項

(1) 霊園の開園時間は、午前8時30分から午後5時までです。工事は、平日の開園時間内に行ってください。

(2) 土曜日、日曜日、祝日、お盆、お彼岸及び年末年始は工事ができません。

(3) 園内での営業行為は禁止です。

(4) 霊園内は、管理者の指示に従い、清潔に使用してください。

(5) 設備の設置位置・寸法は、設置基準に基づいて、許可証の図面のとおり施工してください。

(6) 設置基準による「高さ」は、使用墓所に面する墓前通路の間口の中央部路面から

の高さとします。

- (7) 隣接墓所に影響を与えないよう細心の注意を払うとともに、工事資材、残土等を不用意に置かないでください。
- (8) 植栽・縁石等の施設及び隣接する区画を損傷しないよう十分注意し、必ず保護等を施してください。
- (9) 石材の搬入の際には、園路を損傷しないよう注意するとともに、墓参者の妨げにならないように作業を行ってください。
- (10) 工事に伴い発生した残材・コンクリート・その他のゴミは、持ち帰ってください。
- (11) 閉園後に工事機材を放置しないでください。
- (12) 資材等の仮置場を使用したい場合は、事前に管理事務所と協議してください。
- (13) 仮置場は責任を持って管理し、工事完了までに原状に戻してください。
- (14) 生コン車使用の際、園内での生コン車の洗浄を禁止します。
- (15) 園内でコンクリート及びコンクリートが付着した道具等を洗浄した水を流さないでください。
- (16) 進入のため「車止」をはずした場合は、その都度直ちに戻してください。
- (17) 園内の手桶及び柄杓は墓参者専用です。施工時に使用しないでください。
- (18) 現場の状況等でやむを得ない理由により設置物の内容を変更する場合は、事前に環境衛生課と協議し、内容変更の許可を受けてください。
- (19) 工事が1ヶ月以内に完了しない場合は、再度一時使用許可申請（工期延長）をしてください。その際は、一時使用料の納入が必要となります。工期延長の申請においても内訳書及び図面等の添付書類一式が必要となります。
- (20) 墓誌を取り外して刻字する場合には、一時使用許可申請が必要になります。現場で刻字する場合には申請は不要ですが、当日管理事務所にある帳簿に使用者名、区画等を記入のうえ、作業を行ってください。
- (21) 既存の墓碑等のリフォームについても、一時使用許可申請が必要になります。工事完了後の様子がわかるように、既存部分も含めて設計書や図面を作成してください。
- (22) 『自由墓所』について
 - ア 工事に先立ち、墓所の境界について、寸法及び、隣接杭との「とおり」等を管理人と立ち会いの上確認してください。
 - イ カロートの地下排水のため、地盤面より1m下に暗渠を設けていますのでそれに接続して下さい。

ウ 境界の中心から2.5cm以上（隣接する区画からは5.0cm以上）離して設備を設置してください。

エ 基礎工事をする際は、隣接する区画から5.0cm以上離して施工してください。

オ 掘削等をやむをえず隣接墓所に影響を及ぼす場合、又は境界杭の管理は環境衛生課と協議し、一時使用許可を受けた者の責任において処理してください。

(23) 『規格墓所』について

ア 墓碑（台石・拝石を含む）香炉・花立はカロートの上面に設置してください。

イ 設備設置基準により、それらの総体寸法は、設置基準の幅80cm・奥行き110cm・高さ80cm（墓前通路の間口中央部路面からの高さ）に収めてください。

ウ 墓碑、塔婆立の基準高さについては、カロートの蓋をはずした高さから75cm以内と読み替えるものとします。

エ 墓碑、香炉、花立、塔婆立、墓誌以外の設備を設けることはできません。

オ 植物を植えることはできません（芝生等を含む）。

カ 敷石・敷砂利の高さは境界縁石以下を原則とします。カロートの現況位置等が境界縁石と著しく異なる場合は工事前に環境衛生課へご相談ください。

⇒ A1～A4区、B1～B4区については、事前に相談があった場合に限り敷石を境界縁石から5.0cm以上離すことで対応できるものとします。

キ 敷石及び敷砂利は、背割り植栽の保護のため、植栽の中心から20cm以上離してください（背面が外周植栽のときや背割植栽がないときを除く）。

ク 不要となったカロートの蓋は、各使用者が責任を持って保管又は処分してください。

ケ 背割り境界の生垣は、市で管理します。剪定などで各墓所に立ち入りますので、「塔婆立」、「墓誌」は、境界の中心から45cm（背割植栽のない墓所は20cm）以上離してください。背面が外周生垣のときは境界縁石を含めて中心から45cm以上離してください。

背割植栽は、以下の墓所にあります。

A1区2列～4列、A2区2列～11列、A3区2列～11列、A4区2列～9列、

B1区2列～4列、B2区2列～11列、B3区2列～11列、B4区2列～9列、

C1区2列～4列、C2区2列～11列、C3区2列～11列、C4区2列～9列、

G1列2列～5列、G2区1列～12列

コ カロート・境界縁石を改造したり、形状を変更することはできません。

7 完成検査

- (1) 工事が完了したときは、管理事務所へその旨を連絡し、検査受付簿に記入してください。
- (2) 検査は、毎週水曜日午前10時（平日のみ、水曜日が祝日の場合は除く）に行います。許可工事期間内（最終日が木曜日以降の場合は直近の水曜日）に検査を受けてください。希望検査日が決まったら、前日までに管理事務所の検査受付簿に記入してください。
- (3) 検査は一時使用許可証に基づき、設置工作物、寸法、碑文の内容等を以下のとおり確認します。

ア 『自由墓所』について

- (ア) 申請どおりの施工がされているか。
- (イ) 設置基準内に収まっているか（高さの基準は墓前通路の間口中央路面）
- (ウ) 隣接する区画から5.0cm以上離れているか（外柵・基礎部分）

イ 『規格墓所』について

- (ア) 申請どおりの施工がされているか。
- (イ) 設置基準内に収まっているか。
 - ⇒ 墓碑及び塔婆立の高さは、カロートの上面から75cm以内とします。
 - ⇒ 墓誌の高さは、簡易的に境界縁石から53cm以下とします。ただし、境界縁石が著しく沈下している場合やカロート上面が境界縁石よりも明らかに高い区画については墓前通路の間口の中央路面から測定し、60cm以内とします。
- (ウ) 敷石、敷砂利の高さが境界縁石以下となっているか。
 - ⇒ A1～A4区、B1～B4区については、事前に相談があった場合に限り、敷石を境界縁石から5.0cm以上離すことで検査を合格できるものとする。

- (4) 完成検査に先立ち、あらかじめ申請内容を下検査し、工事内容と書類の確認をしてください。
- (5) 完成検査には、申請者又は施工者が立ち会ってください。
- (6) 使用中止に伴う墓碑等撤去工事の場合は、土を山砂等により入替(10cm程度)してください。

(7) 検査時には、次のものを用意してください

ア 霊園一時使用許可証（原本）

イ 完成写真

所定の台紙に貼ったもの 2部 …………… 記載例 5(12ページ)参照

① 正面 ② 側面

*使用中止に伴う墓碑等撤去工事の場合

① 撤去前 ② 撤去後

(8) 検査の結果、設置基準を満たしていない場合はやり直しとなります。

8 事故等について

(1) 工事中に発生した事故・盗難等について、市では一切責任を負いません。

(2) 事故等が発生した場合には、直ちに管理事務所及び環境衛生課に報告するとともに、原因者の責任で処理してください。

様式第7号

霊園一時使用許可申請書

**年 * 月 ** 日

日立市長 殿

住所（所在地） 日立市助川町1丁目1番1号
 申請者 氏名（名称） 日立 太郎
 電話 22-3111

次のとおり、霊園を一時使用したいので申請します。

霊 園 名 日立鞍掛山霊園	
一時使用する場所（工事場所）	
墓所の位置	○ 区 ○ 列 ○ 番
使用面積	○m ²
一時使用の期間（工事期間）	
年月**日から **年**月**日まで（**日間）	
工 事 内 容	
規格墓所工事一式（別紙内訳書のとおり）	
工 事 施 工 者	
住 所（所在地）	日立市滑川町3163番地の15
氏 名（名 称）	株式会社 日立くらかけ石材 代表 鞍掛 一郎
電 話	42-4100 担当 ○○
添 付 書 類	
<input checked="" type="checkbox"/> 設計書	
<input checked="" type="checkbox"/> 図 面	

記載例 2

墓所設備設置内訳書（自由墓所）許可番号 第 **** 号 区画番号 ○ 区 ○○ 列 ○○ 番

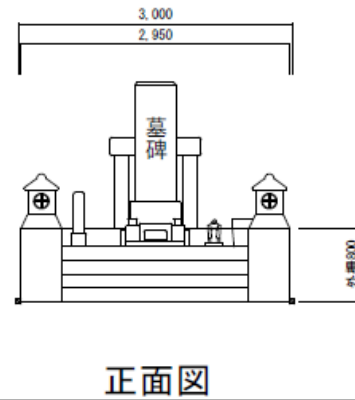
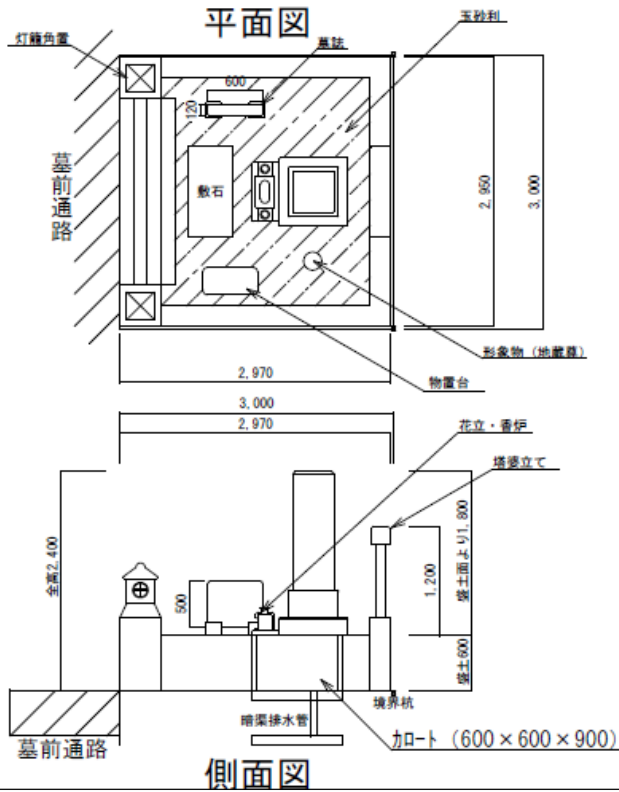
施設名	細別・規格寸法	数量	単位	摘要（施行業者名）	完成確認
	全 高:墓前通路より240cm・盛土高60cm			(株)日立くらかけ石材	
外 柵	全体寸法:高さ80cm・幅295cm・奥行297cm	1	基	日立市滑川町3163-15	
カポート	内 法:高さ60cm・幅 60cm・奥行 90cm	1	基	42-4100	
墓 碑	高 さ:盛土面より180cm	1	基		
	:高さ100cm・幅45cm・奥行45cm	1	基		
	芝 台:高さ25cm・幅45cm・奥行20cm	1	基		
香 炉	高 さ:20cm・幅45cm・奥行20cm	1	基		
花 立	高 さ:25cm・幅45cm・奥行20cm	1	対		
塔婆立	高 さ:盛土面より120cm・幅100cm・奥行20cm	1	基		
墓 誌	誌 面:高さ50cm・幅60cm・厚さ12cm	1	基		
灯 籠	種 類:角置 45cm角・高さ60cm	1	対		
物置台	自然石 長径60cm・高さ 30cm	1	基		
形 象	種 類:地藏尊 高さ30cm	1	基		
敷 石		○	枚		

墓所設備設置内訳書（規格墓所）許可番号 第 **** 号 区画番号 ○ 区 ○○ 列 ○○ 番

施設名	細別・規格寸法	数量	単位	摘要（施行業者名）	完成確認
墓 碑	全 高:墓前通路より80cm	1	式	(株)日立くらかけ石材	
	全体寸法:高さ73cm・幅75cm・奥行109cm	1	基	日立市滑川町3163-15	
	碑 石:高さ60cm・幅60cm・奥行40cm	1	基	42-4100	
	台 石:高さ13cm・幅75cm・奥行79cm	1	基		
	蓋 石:高さ 6cm・幅75cm・奥行30cm	1	基		
	香 炉:高さ20cm・幅35cm・奥行20cm	1	基		
	花 立:高さ23cm・幅65cm・奥行18cm	1	対		
墓 誌	誌 面:高さ50cm・幅59cm・厚さ 6cm	1	基		
	全 高:墓前通路より58cm				
塔婆立	高 さ 73cm・幅 75cm・厚さ 15cm	1	基		
敷石等	種 類:玉砂利 敷石				
	敷砂利:厚さ 5cm	3	m ²		
	敷 石:幅85cm・奥行40cm・厚さ5cm	3	枚		

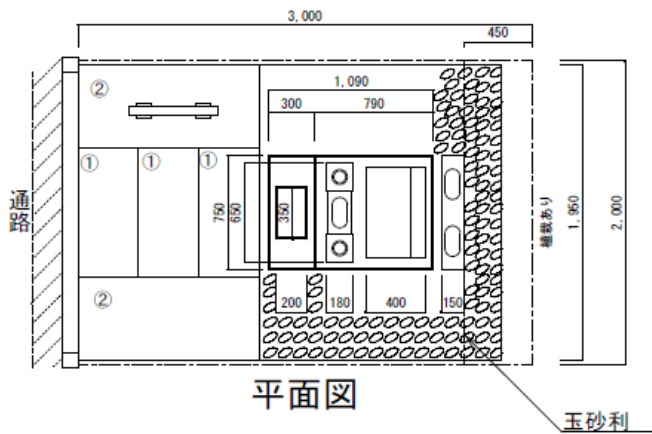
自由墓所

墓所工事申請書付図 (第○種) 許可番号 第****号 墓所区画○区○列○番

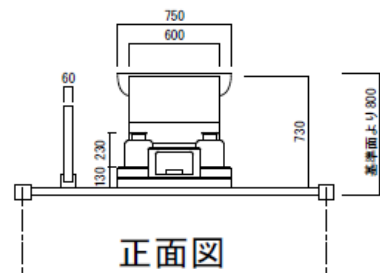
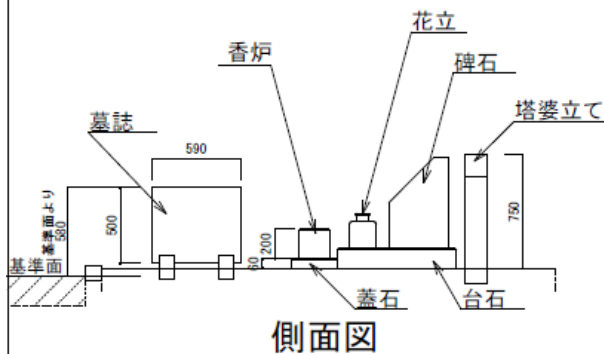


規格墓所

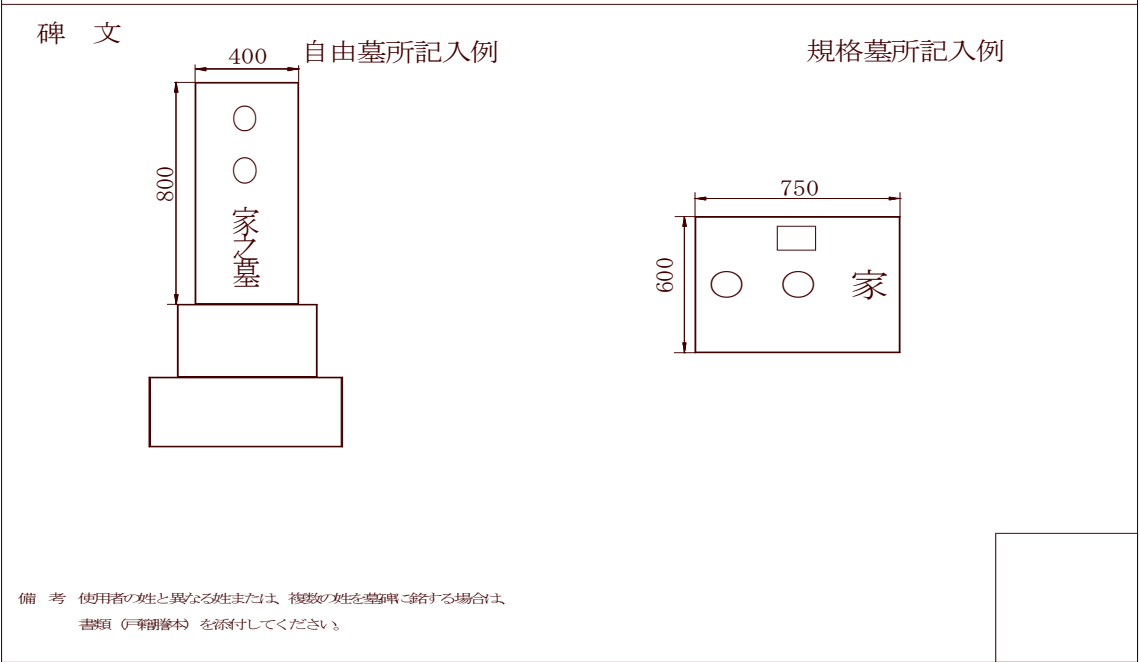
墓所工事申請書付図 (第○種) 許可番号 第****号 墓所区画○区○列○番



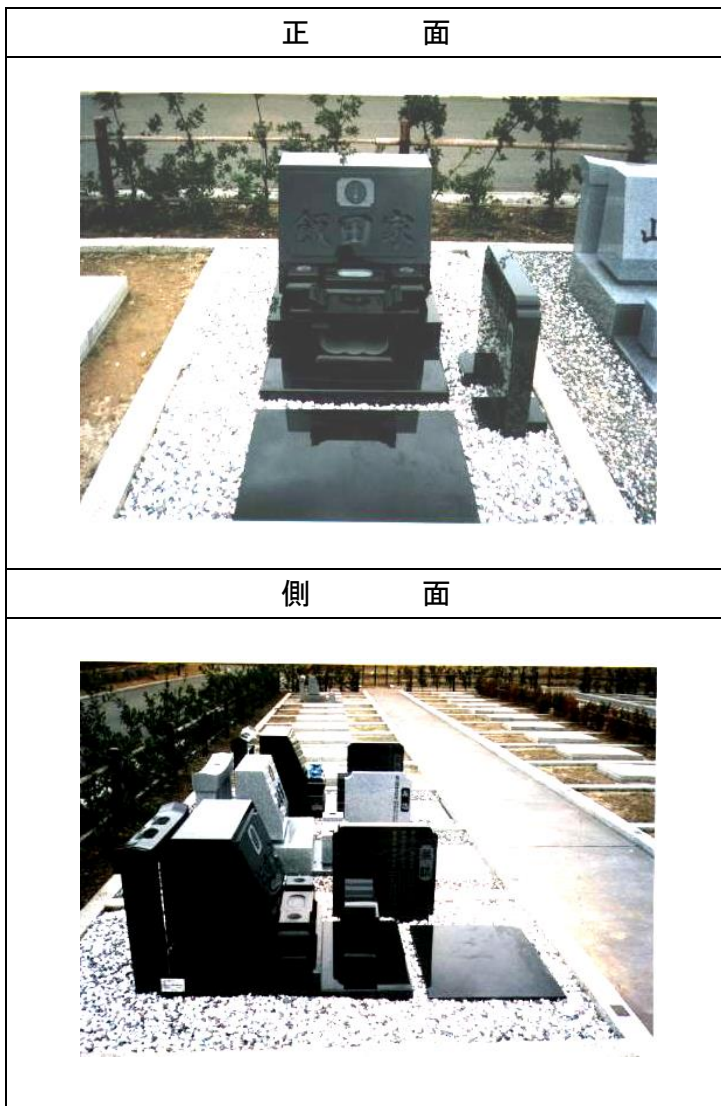
- 敷石内訳
- ① 85cm × 40cm × 5cm . . . 3 枚
 - ② 120cm × 55cm × 5cm . . . 2 枚



墓所工事申請書付図-2 (第 * 種) 許可番号 第 **** 号 墓所区画 *4 区 88 列 77 番



完成写真 許可番号 第 **** 号 ○○区 ○列 ○○番



使用中止に伴う墓碑等撤去工事の場合は、撤去前と撤去後

霊園一時使用許可申請から工事完了まで

環境衛生課窓口(市役所2階山側)

許可申請

1 霊園一時使用許可申請書を提出する(申請書1部、添付書類は各2部)。

<添付書類>

- (1) 霊園使用許可証の写し *使用中止に伴う墓碑等撤去工事の場合は、(1)のみ(両面)
- (2) 墓所設備設置内訳書
- (3) 墓所工事申請書付図 ※申請書は右のQRコードから
- (4) 墓所工事申請書付図-2 ダウンロードできます。
- (5) その他



・使用者と碑文の姓が違う場合⇒戸籍謄本等(1部)

2 審査後、一時使用許可証を交付します。

3 一時使用料を納入通知書により、日立市指定金融機関等で納付します。

* 一時使用料

種別	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
一時使用料	1,600円	1,170円	740円	740円	640円	530円

工事着手

(1ヶ月以内)

霊園(管理事務所)

- 1 工事着手届出 許可証提示のうえ入園受付簿に記入
- 2 工事中の入園届出(工事期間中毎日)
入園受付簿に記入し許可証の写しを携行すること

工事完了

- 1 現場下検査をする。 *使用中止に伴う墓碑等撤去工事の場合は、
- 2 完成写真を撮影する。 土を山砂等により入替する
- 3 完成検査の申込をする(検査日前日までに管理事務所で完成検査受付簿に記入)。

完成検査: 毎週水曜日の午前10時(平日のみ、水曜日が祝日の場合を除く)

- 1 申請者または施工者が立会う。
- 2 用意するもの
 - (1) 霊園一時使用許可証(原本)
 - (2) 完成写真(2部)

問合せ先

日立市環境衛生課 8:30~17:15(土日、祝日を除く)

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

電話 0294(22)3111 内線542・543 IP電話 050-5528-5067(直通)

E-mail eisei2@city.hitachi.lg.jp

日立鞍掛山霊園管理事務所

〒317-0053 日立市滑川町3163番地の15

電話・Fax 0294(42)4100



令和4年3月発行